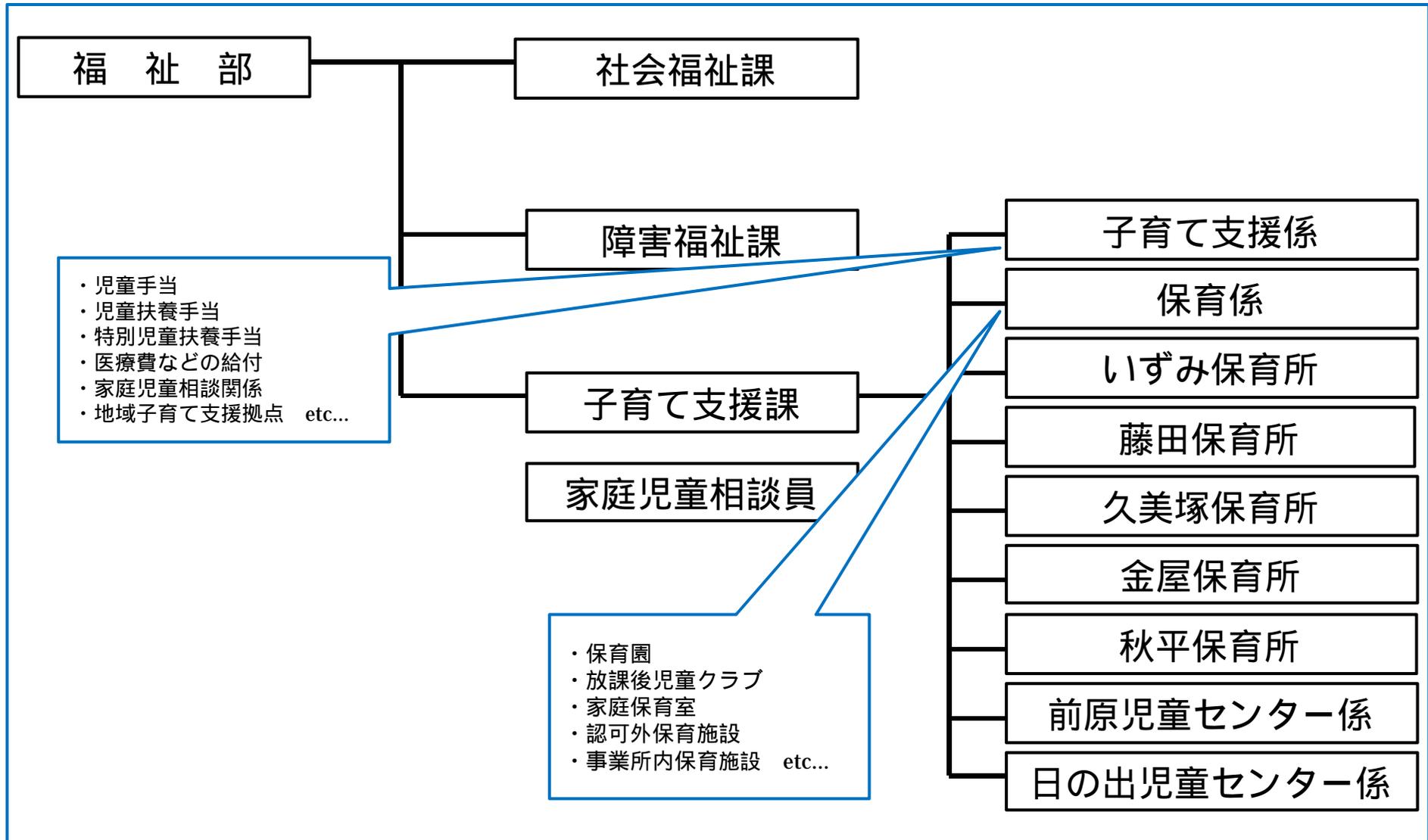


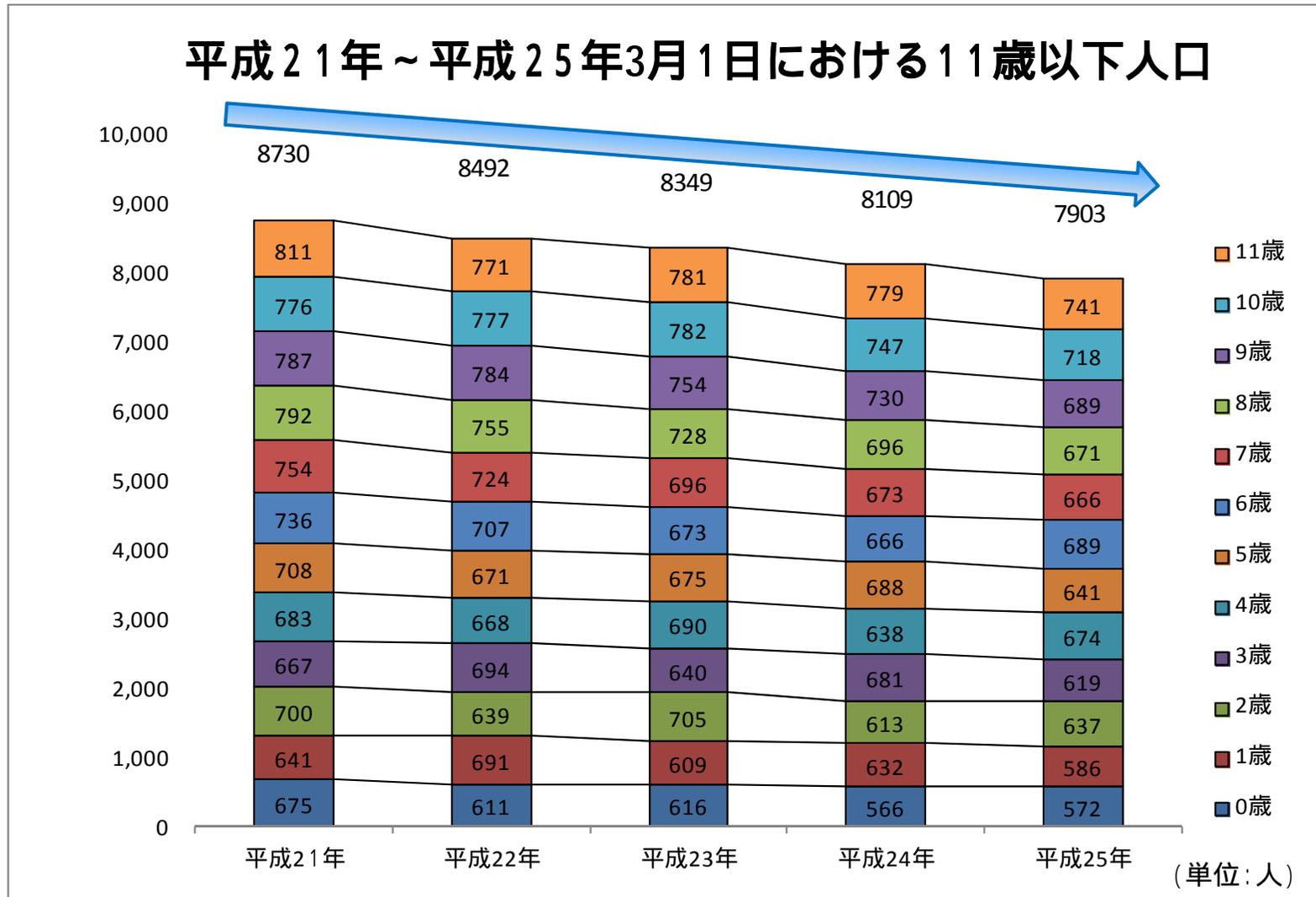
# 本庄市の子育て支援の現状

福祉部 子育て支援課 保育係

# 本庄市行政機構図



# 1. 本庄市子ども数の推移



データは各年3月1日のもの

# 1. 本庄市子どもの数の推移

本庄市出生数

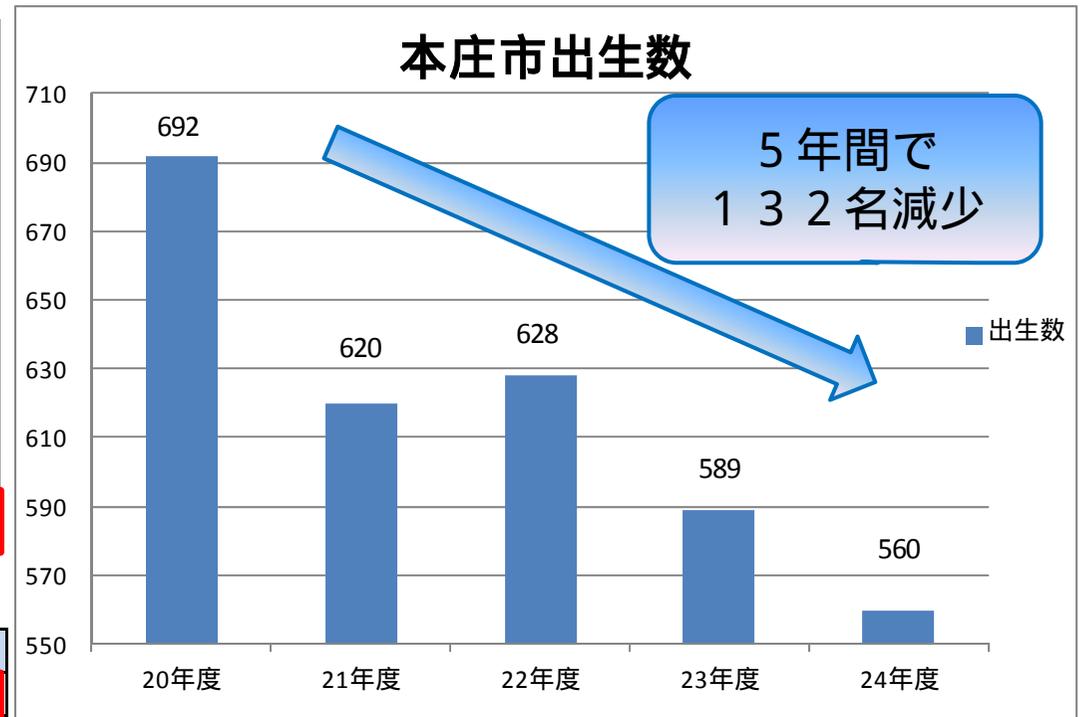
出生数	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
4月	58	47	43	53	32
5月	68	55	54	61	57
6月	61	50	53	51	37
7月	67	59	64	51	52
8月	66	49	57	59	45
9月	45	50	59	53	50
10月	61	57	54	44	55
11月	52	60	67	46	50
12月	58	44	47	26	41
1月	51	46	46	45	56
2月	41	52	27	37	45
3月	64	51	57	63	40
<b>合計</b>	<b>692</b>	<b>620</b>	<b>628</b>	<b>589</b>	<b>560</b>

(単位：人)

本庄市人口

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
82311	81900	81384	80721	80151

(単位：人)



本庄市の人口と11歳以下の児童は、過去5年間でそれぞれ2160人、830人減少し、出生数も約130人減少した。

本庄市の人口と子どもの数は減少傾向にある。

## 2. 就学前児童が育つ場所

就学前児童とは・・・小学校に入学する前の0歳～5歳までの児童のことをいう。

### 就学前児童が育つ場所 (0歳～5歳)



- ・家庭
- ・保育所(園)
- ・幼稚園
- ・家庭保育室
- ・認可外保育施設
- ・事業所内保育施設
- ・地域子育て支援拠点 etc・・・

### 就学児童が育つ場所 (6歳～11歳)



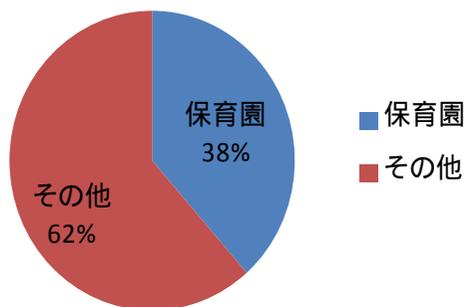
- ・小学校
- ・児童センター
- ・放課後児童クラブ

# 本庄市未就学児童数現状

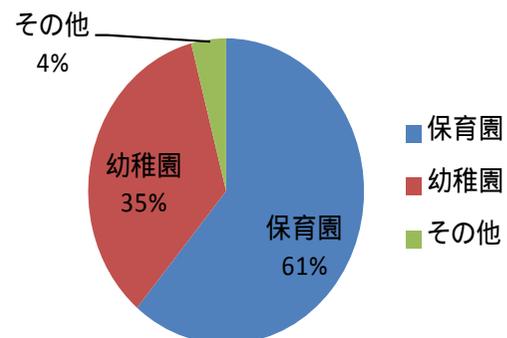
( 幼稚園・保育園の利用対象年齢の考え方を中心に )

	施設を利用していない 家庭の児童数	施設を利用している 家庭の児童数		計	合計
0～2歳児	1,110人	保育園 694人		1,804人	
3～5歳児	78人	幼稚園 673人	保育園 1,180人	1,931人	

## 0～2歳

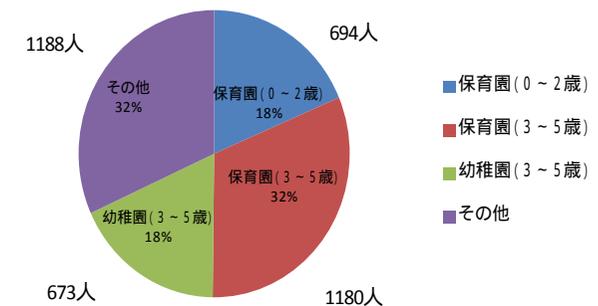


## 3～5歳



## 本庄市未就学児童数全体

0～5歳 3735人

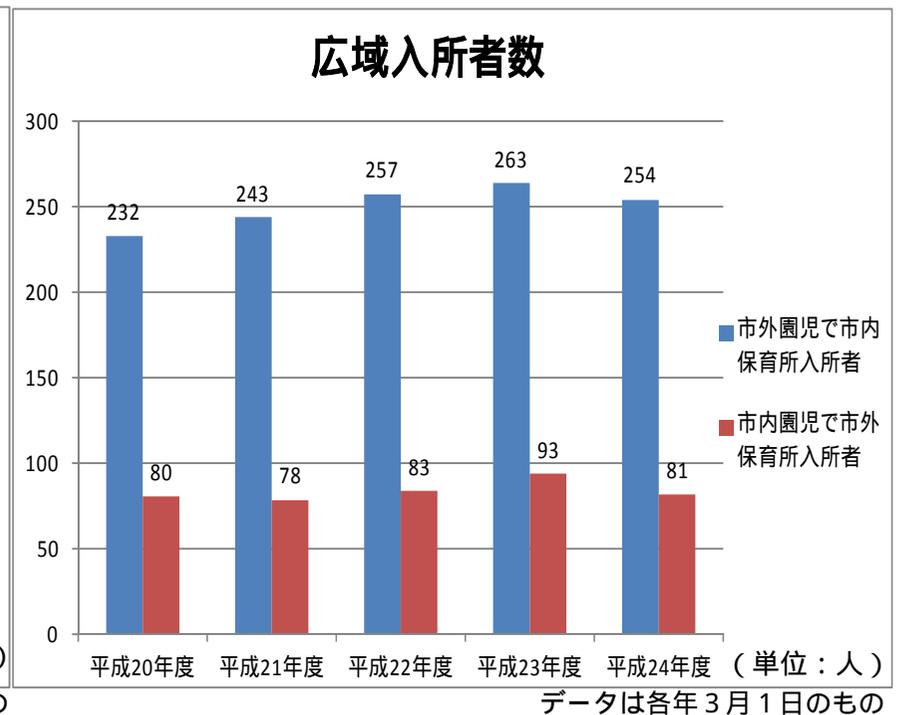
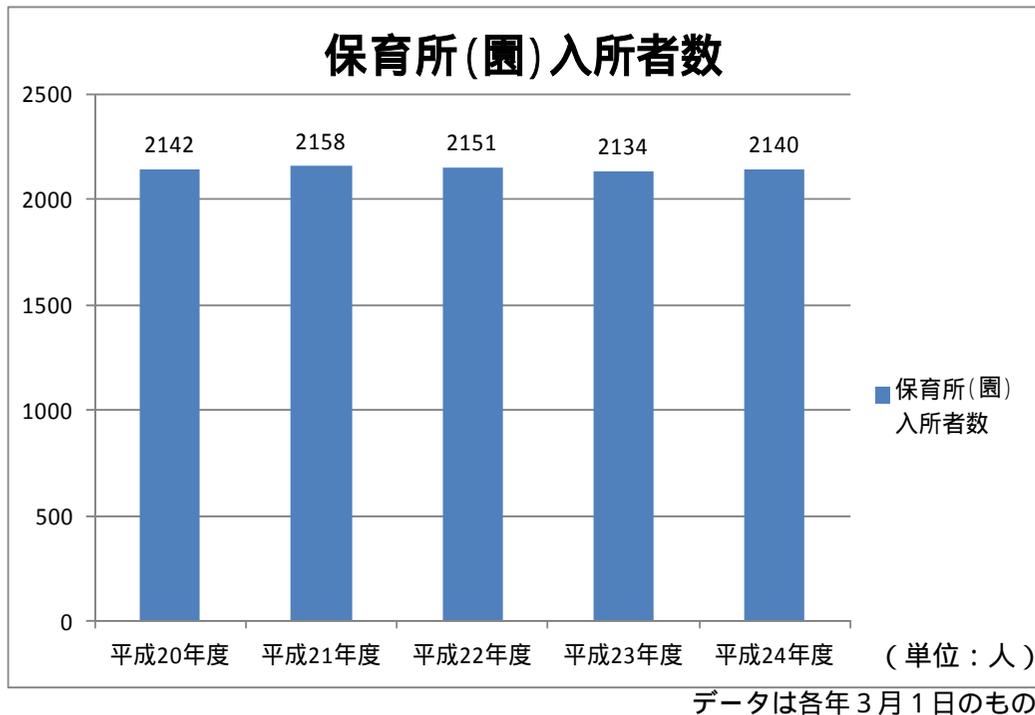


## 2. 就学前児童が育つ場所

### 2 - 1. 保育所(園)

#### 保育所(園)とは

保護者が仕事に従事したり、病気の場合などのように、家庭において十分保育することができない児童を児童福祉法に基づき家庭の保護者に代わって保育することを目的とする施設。(公立5か所、私立16か所 合計21か所)



## 2. 就学前児童が育つ場所

### 2 - 1. 保育所(園)

(例)

### 本庄市子育て事業全体像

7:30 8:00 8:30 9:00

14:00

16:00

17:00

19:00

19:30

時間軸

延長

保育所(園) : 通常保育(11時間)

延長

病後児保育

一時預かり

家庭保育室、認可外・事業所内保育施設

幼稚園

預かり保育

子育て支援拠点

- ・ 特定保育
- ・ 障害児保育
- ・ アレルギー対応給食提供

## 2. 就学前児童が育つ場所

### 2 - 1. 保育所(園)

#### 本庄市特別保育

- ・ 延長保育（私立保育園全16園）
- ・ 病後児保育（本庄市立いずみ保育所）
- ・ 一時預かり（公立2園、私立5園）
- ・ 特定保育（私立ほほえみ子どもの国保育園）
- ・ 障害児保育（全園で対応可能）
- ・ アレルギー対応給食提供事業（全園で対応可能）

## 2. 就学前児童が育つ場所

### 2 - 1. 保育所(園)

- ・ 延長保育（私立保育園全16園）

就労形態の多様化等に伴う需要に対応するために、保育所の開所時間を超えて保育を行う。

- ・ 病後児保育（本庄市立いずみ保育所）

児童が病気の回復期で集団保育が困難な期間に、家族の就労等で自宅での保育が困難な場合、また、児童が保育中に体調不良となった場合において、保育を行う。

- ・ 一時預かり（公立2園、私立5園）

保育所を利用していない家庭において、育児疲れの解消や、保護者の急病・入院等に伴う一時的に保育が困難となる場合に、保育に欠ける児童を一時的に預かる。

## 2. 就学前児童が育つ場所

### 2 - 1. 保育所(園)

- ・ 特定保育（私立ほほえみ子どもの国保育園）

パートタイム勤務等の理由により、保育に欠ける児童を一定程度(1か月当たり概ね64時間以上)継続的に保育する。

- ・ 障害児保育（全園で対応可能）

障害児の処遇の向上を図ることを目的とし、障害児を受け入れる。

- ・ アレルギー対応給食提供事業（全園で対応可能）

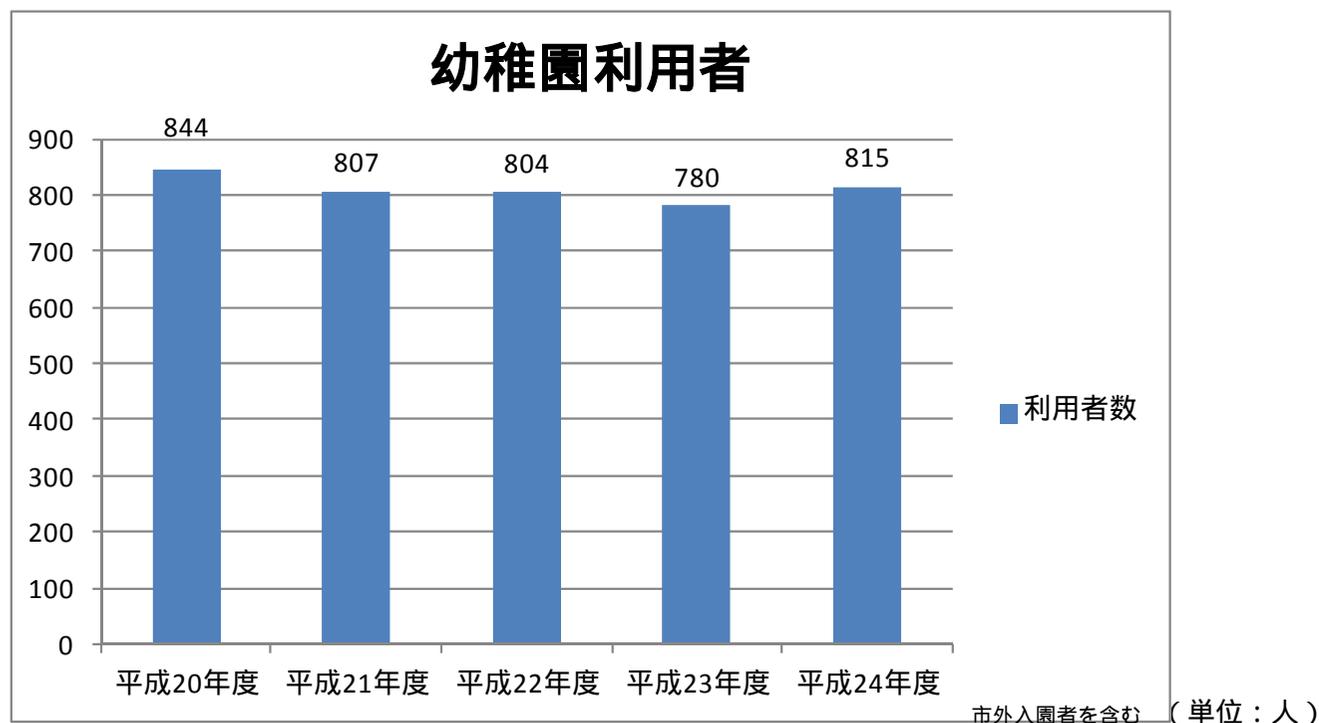
食物アレルギー、障害等のため、給食等処遇に特別の配慮を要する児童を積極的に受け入れ、アレルギー等に対応した給食の提供の充実を図ることを目的とする事業。

## 2. 就学前児童が育つ場所

### 2 - 2. 幼稚園

#### 幼稚園とは

満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。（公立0か所、私立8か所 合計8か所）



幼稚園では通常教育に加えて、預かり保育も実施している。

## 2. 就学前児童が育つ場所

### 2 - 3. 家庭保育室・認可外保育施設・事業所内保育施設

#### 家庭保育室とは

保護者の労働又は疾病等の事由により、保育に欠ける乳幼児を、自宅等家庭的環境の中で保育し、乳幼児の健全な保護育成を図っている者に、乳幼児の保育を委託することにより乳幼児の福祉の増進を図ることを目的とする施設。（合計1か所）

#### 認可外保育施設とは

児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設。サービス内容や保育料は施設が自由に設定し、利用を希望する場合は施設に申し込む。（合計2か所）

#### 事業所内保育施設とは

企業等が仕事と子育ての両立を支援し、その雇用する労働者のために設置する保育施設。（合計3か所）

## 2. 就学前児童が育つ場所

### 2 - 4. 地域子育て支援拠点

#### 地域子育て支援拠点とは

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施している。

また、NPOなどの多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上させる働きを持つ。（合計8か所）

#### 地域子育て支援拠点

##### 事業内容

交流の場の提供・交流促進

子育てに関する相談・援助

地域の子育て関連情報提供

子育て・子育て支援に関する講習等

##### 機能強化

子育て関連事業の利用にあたっての支援する取組

地域における親・子の育ちを支援する取組

## 2. 就学前児童が育つ場所

### 2 - 4. 地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点	利用者数累計
いずみ保育所子育て支援センター	4,757
こざくら子育て支援センター	4,908
北泉保育園子育て支援センター	4,877
児玉保育園子育て支援センター-With	5,288
西光保育園子育て支援センター のびのびクラブ	4,461
前原つどいの広場	4,484
日の出つどいの広場	2,307
児玉つどいの広場	1,665
<b>合計</b>	<b>32,747</b>

(単位：人)

平成24年度実績

## 3. 就学児童が育つ場所

### 3 - 1. 児童センター

#### 児童センターとは

センターは、児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進を図り、もって情操を豊かにするとともに、住民の福祉を増進することを目的とする施設。（公立2か所、私立0か所 合計2か所）

月	前原児童センター	日の出児童センター	小 計
4	1,086	1,109	2,195
5	1,125	1,230	2,355
6	1,171	1,385	2,556
7	1,539	1,350	2,889
8	1,220	1,410	2,630
9	1,271	1,145	2,416
10	1,331	1,428	2,759
11	1,211	1,165	2,376
12	1,199	1,137	2,336
1	912	1,007	1,919
2	980	1,112	2,092
3	1,359	1,588	2,947
<b>計</b>	<b>14,404</b>	<b>15,066</b>	<b>29,470</b>

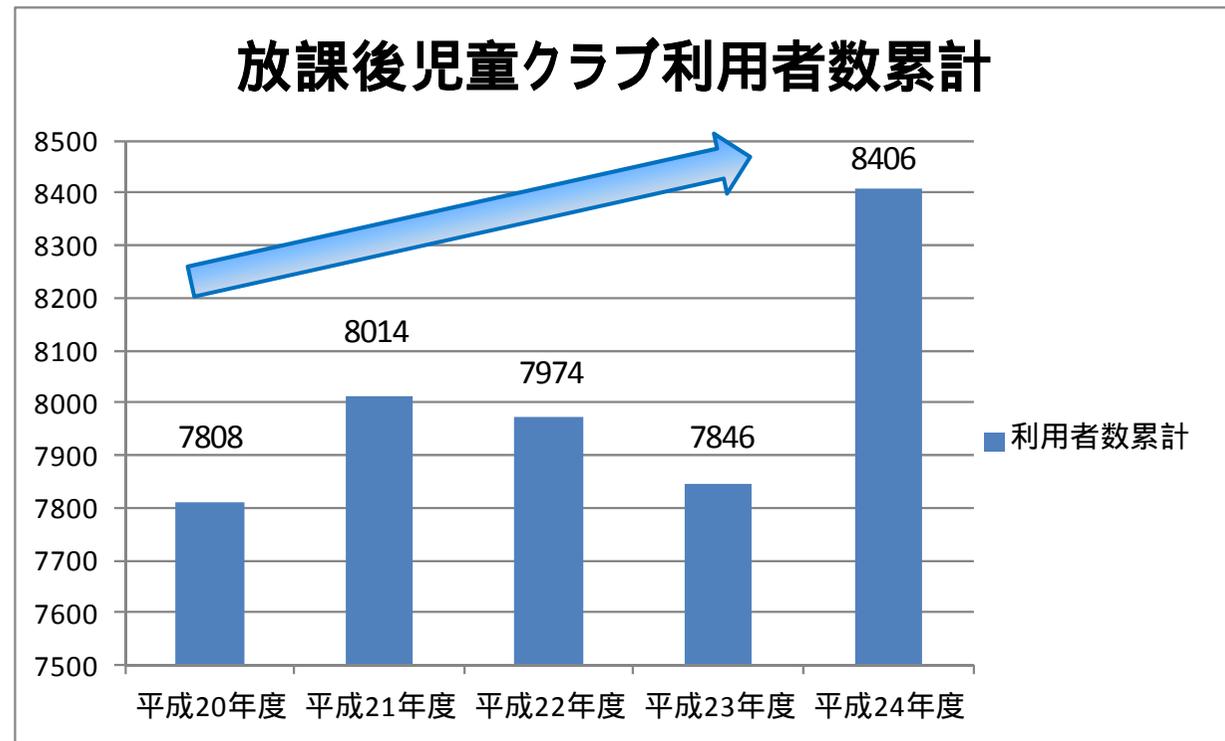
（単位：人）

## 3. 就学児童が育つ場所

### 3 - 2. 放課後児童クラブ

#### 放課後児童クラブとは

昼間保護者のいない家庭の小学校に就学しているおおむね10歳未満の放課後児童の育成及び指導をすることを目的とした施設。（公立4か所、私立14か所 合計18か所）



## 4. 本庄市保育と子育ての現状

- **保育所（園）と幼稚園利用者数は横ばい。**

平成25年9月1日時点では、待機児童は0人。

- **様々な特別保育事業・子育て支援拠点・児童センター・幼稚園の預かり保育などを多くの児童が利用。**
- **放課後児童クラブ利用者数は増加傾向。**

# その他の子育て支援制度

## 5.子育ての支援制度

### 5 - 1.ファミリーサポートセンター

#### ファミリーサポートセンターとは

子育て等の援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等の援助活動を有料で行う事業。

会員種別	会員数
依頼会員	174
援助会員	92
両方会員	14
<b>合計</b>	<b>280</b>

単位：人

平成24年度末

利用時間	料金
平日(月～金)午前7時～午後7時	1時間あたり700円
平日 上記以外の時間	1時間あたり800円
土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)	1時間あたり800円

**平成24年度援助利用件数 1106件**

## 5.子育ての支援制度

### 5 - 2.子どものショートステイ

子どものショートステイとは

保護者の疾病などにより、児童の養育が困難になった場合、一時的に施設などで児童を預かる事業。

平成24年度利用件数 3件

### 5 - 3.家庭児童相談室

家庭児童相談室とは

家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、電話・窓口・訪問により指導を行う。必要な場合には、関係機関への紹介を行う。

平成24年度相談件数 901件

## 5 - 4. 児童手当支給事業

### 児童手当支給事業とは

児童の養育者に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに児童の健全な育成及び資質の向上を促進するものです。

#### 平成24年度対象者（延児童数）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳未満 月額15,000円 20,265名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校修了前 月額10,000円 24,972名</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校修了前 第1・2子 月額10,000円 63,619名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例給付 月額 5,000円 3,673名</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第3子以降 月額15,000円 7,946名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設入所児童 月額15,000円 8名 月額10,000円 291名</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども手当（遡り分） 月額13,000円 19名</li> </ul>

## 5 - 5. パパ・ママ応援ショップ事業

### パパ・ママ応援ショップ事業とは

市町村から配布されるパパ・ママ応援ショップ優待カードを協賛店舗で提示することにより、割引やポイント付与などの特典を受けられる子育て家庭への優待制度です。対象となるのは中学生までの子どもまたは妊娠中の方がいる子育て家庭です。

平成25年9月1日現在協賛店舗数 225件

## 5 - 6. 赤ちゃんの駅事業

### 赤ちゃんの駅事業とは

乳幼児を連れて外出する保護者の方が、おむつ交換や授乳に困ったときに、気軽に立ち寄っていただくために、その場所やベビーベット、ミルクをつくるお湯を提供し、気軽にでかけられるよう、民間の商店や企業等の皆様にもご協力をいただいております。

平成25年9月1日現在協賛店舗数 94件